

覺○中略

一屋形船の數先年より百艘に限り候、彌其旨を相守り候て此數之外に、小屋形船にても作り出さる様に、可被申付候事○中略

以上

三月

〔享保集成絲綸錄四十二〕正徳三巳年五月

一町中屋形船員數之儀、寶永三戌年、百艘相定、其節船主共江燒印札渡置、猶又此度令吟味、右之者共江燒印札壹枚宛相渡、彌員數百艘相定候間、右之外は、屋形船壹艘も所持仕間鋪事、

一町船作り之、武士方所持之屋形船之儀は、其屋敷より番所江相達、子細有之分は、是又燒印札壹枚充相渡候、武士方之屋形舟たりといふ共、札於無之は、一切預り申間鋪候事○中略

右之通相定候間、此旨可相守、不時に人を廻し相改、若相背者於有之は、當人は曲事申付、名主家主越度可申付之段、燒印札所持之舟たりといふ共、改候節船に掛置ざるにおゐては、札取上候間、此條々相守候様に、町中急度可相觸者也、

五月

〔洞房語園異本考異〕遊女の傳奏御屋敷御評定所へ召れし趣意は、國初御評定所へ、式日に至り朝夕の御賭の義は、下奉行に被仰付候處、手支候事はなけれ共、御歴々の御給仕の人に事かき候よし、かゝるを國老板倉四郎左衛門伊賀守勝重了簡を以て吉原町の遊女を召使れたり○中略傳奏御屋敷へ召れし遊女の往來には、舟の上には苦覆をいたし、幕簾をかけたるを初めとして、外にも屋形舟といふもの始りけると也、是樓船の權輿と聞えたり、

〔昔昔物語〕昔慶安の頃、夏日照暑氣強故、諸人涼みの爲、ひらた舟に、やね作りかけ、是をかりて人を